（新設）

第二十一号様式の五の二（第十五条の三の二関係）

収益及び費用状況表

年　月　日から
年　月　日まで
氏名又は名称

鉄道

科目	何年何期（何年何月～何年何月）	何年何期（何年何月～何年何月）	
収益 営業収益 旅客運輸収入 定期 定期外 その他 貨物運輸収入 鉄道線路使用料収入 鉄道線路譲渡収入 運輸雑収 営業外収益 経常収益	円	円	
費用 営業費 人件費 修繕費 動力費 経費 減価償却費 諸税 営業外費用 支払利息・割引料 その他 経常費用	円	円	
損益 営業損益 営業外損益 経常損益	円	円	

備考

1　本表は、基準期間について作成すること。

2　法第八条第五項の規定による補助を受けようとする鉄道とこれ以外の鉄道とに関連する収益及び費用並びに鉄道事業と鉄道事業以外の事業とに関連する収益及び費用については、その配賦の方法及び算出の基礎を付記すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十三号）の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の第十五条及び第十五条の三の二第一項の規定を適用する場合において、平成二十八年四月一日以後この省令の施行の日の前日までに鉄道が受けた災害は、この省令の施行の日に受けたものとみなす。